

自動車運転者の時間外労働の上限規制、改善基準告示の適用について 運輸支局長と連名で協力要請を行いました

令和5年5月 25 日



令和5年5月 18 日

左) 茨城運輸支局 古賀支局長
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城県トラック協会 小倉会長



令和5年5月 18 日

左) 茨城運輸支局 古賀支局長
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城県バス協会 任田会長



令和5年5月 18 日

左) 茨城運輸支局 古賀支局長
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城県ハイヤー・タクシー協会
出野会長

茨城労働局では、茨城運輸支局と連携して令和 6 年 4 月から自動車運転者に時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示が適用されることを踏まえ、一般社団法人茨城県トラック協会、一般社団法人茨城県バス協会、一般社団法人茨城県ハイヤー・タクシー協会に対し、円滑な適用に向けた周知について要請を行いました。

また、茨城県経営者協会、茨城県商工会議所連合会、茨城県商工会連合会、茨城県中小企業団体中央会に対し、トラック事業者の長時間の恒常的な荷待ちの改善に向けた取組を要請しました。

上限規制等は自動車運転者を雇用する運送業者が守らなければならない事項ですが、長時間労働の背景には取引慣行など個々の事業者の努力では解決できない問題もあることから、上限規制及び改正された改善基準告示の円滑な適用のためには、荷物を発送する又は受け取る事業者(以下「荷主」という。)と自動車運転の業務を行う事業者とが協力して取引環境を見直すことも必要となります。

関係団体の会員及び荷主の方々におかれましては、時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示の周知、長時間の荷待ちを発生させないこと及び取引環境の適正化についてご協力をお願いいたします。

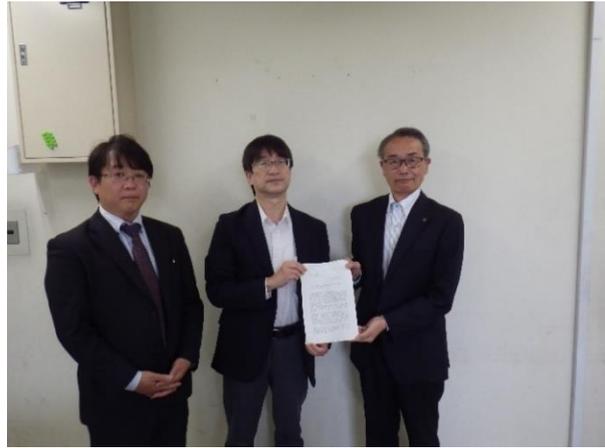
時間外労働の上限規制及び改正された改善基準告示に関する詳細は[こちら](#)

【担当部署・連絡先】 茨城労働局監督課 TEL:029-224-6214



令和5年5月24日

左) 茨城運輸支局 古賀支局長
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城県経営者協会 加藤専務理事



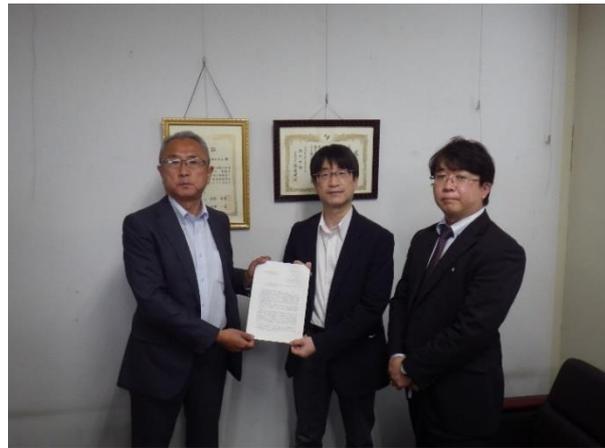
令和5年5月25日

左) 茨城運輸支局 古賀支局長
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城県商工会議所連合会 卜部常務理事



令和5年5月25日

左) 茨城運輸支局 古賀支局長
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城県商工会連合会 住谷事務局長



令和5年5月25日

左) 茨城県中小企業団体連合会 関専務理事
中央) 茨城労働局 稲葉基準部長
右) 茨城運輸支局 古賀支局長